

【資料1－5】

障害児通所支援系に係る留意事項について

1 事業所の定員を増加したい場合

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所で定員の増加を行う場合は申請が必要になります。申請の前には必ず、事前協議を行いますので、定員を増加したい月の2か月以上前に障害者支援課の障害児通所支援事業指定担当に連絡してください。

2 事業所の休止、廃止及び再開について

(1) 休止又は廃止

事業の休止又は廃止をする場合、休止又は廃止の日の1か月前までに障害者支援課へ書類の提出が必要です。現に利用者がある場合は別の事業所への紹介など、必要な措置を講じる必要がありますので、休止又は廃止をお考えの場合は、障害者支援課の障害児通所支援事業指定担当に連絡してください。

【注意点】

- ①休止できる期間は、現在受けている指定の有効期限までとなること。
- ②月の末日まで営業し、当該日をもって休止又は廃止をする場合、休止日又は廃止日は当該日となること。

(2) 再開

休止した事業を再開したときには、再開した日から10日以内に届出をする必要があります。ただし再開にあたっては、指定基準を満たしているか等の確認をしますので、事業再開を予定する1か月以上前に障害者支援課の障害児通所支援事業指定担当に連絡してください。

3 指定の更新について

指定の有効期限は6年間で、6年ごとの指定の更新を受けなければ、指定の効力はなくなり、指定事業者として事業所を行うことはできません。事業者の皆様は、実施する事業における指定の有効期限をご認識の上、忘れずに指定の更新の申請を行ってください。

【提出期限】 指定有効期限が満了する月の前月中

例えば、令和8年5月31日が指定期日の事業所は、令和8年4月30日以前に障害者支援課に提出してください。

【令和8年度の指定の更新対象事業所】

事業所番号	事業所名	サービス名	指定状態	有効期限
3050100647	YMCA シードクラブ	児童発達支援	提供中	2026/9/30
3050101041	こども発達支援スマイルウェル	放課後等デイサービス	提供中	2027/2/28

3050101058	幹はうす	児童発達支援	提供中	2026/5/31
3050101074	みらい発達塾ダック内原校	放課後等デイサービス	提供中	2026/8/31
3050101074	みらい発達塾ダック内原校	保育所等訪問支援	提供中	2026/8/31
3050101082	放課後デイサービスあんず lua	放課後等デイサービス	提供中	2027/3/31
3050101090	このおと	児童発達支援	提供中	2027/3/31
3050101090	このおと	放課後等デイサービス	提供中	2027/3/31

※更新の対象となっている事業が休止中の場合、休止のまま更新はできません。

再開届を提出後、更新申請を行ってください。人員が不足している等により再開できない場合は廃止となりますので、廃止届を提出してください。

【重要】

今年度より、複数事業を実施、かつ、それぞれの事業を別の時期に指定を受けている事業所において、片方の事業の指定有効期限が到来するのに併せて、もう片方の事業も指定の更新をし、次の指定の更新の時期を揃える運用を可としています。

ご希望の事業者は、指定の更新の申請を行う際、障害児通所支援事業者指定担当にその旨を伝えてください。